

低所得世帯に対する 水道料金・下水道使用料軽減申請の お知らせ

適用要件

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない。
 - ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
 - ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
 - ④世帯の収入額が限度額以内である。
- ※これまで、1ヵ月の水道使用量がおおむね基本水量（8㎡）以下であることを軽減の適用要件としていましたが、平成26年7月分（8月納付）の申請より、上記①～④のとおり要件を変更しましたので、再度ご確認ください。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例（参考）

- ・65歳単身世帯 収入限度額 85万円
- ・65歳夫婦世帯 // 126万円

【注意】収入には、税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍の額を超える預貯金、仕送り等も収入に含めて計算されます。適用例以外については、お問い合わせください。

更に

上記①～④の要件を全て満たし、次のいずれかに該当する場合に軽減対象とします。

- ・満65歳以上の高齢者世帯および母子世帯
- ・世帯主が重度身体・心身・精神障がい者である世帯

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町長に申請があったものを対象とし、平成26年7月分（8月納付）の料金から基本料金の2分の1の額について軽減します。

【申請受付開始時期】
7月10日（木）～

【申請方法】
印鑑・年金支払通知書・預貯金通帳・給与証明書等・障がい者を理由とする申請の場合は障害者手帳等をご持参のうえ、下記窓口まで申請ください。

【決定方法】
申請書受理後、内容を審査のうえ承認・不承認通知書により、本人に通知します。

【軽減開始時期】
軽減を決定した日の属する月の翌月納付分から対象となります。

【申請窓口】
環境水道課業務係、熊石総合支所地域振興課上下水道係、落部支所

【問い合わせ先】
環境水道課業務係



ちょっと

知ってね！総合病院

私たちの知識が、
お役にたてれば嬉しいです

「このような
症状はあり
ませんか？」



視覚訓練士
増田 史子

ここ最近テレビなどで、緑内障や加齢黄斑変性という、失明原因の上位に上げられる病気を耳にしたことがあると思います。どの病気でも早期発見、早期治療が重要ですが、これらの病気を早期診断する最新の機器が当院にも設置されています。

主に、眼の奥にある網膜や視神経がこれらの病気の部位となり、そこを精密に検査します。従来の診察や眼底検査だけでは、分かりにくい網膜の状態が明らかになり、治療方針の決定や治療効果の判定を行うことが出来ます。

実際に当院でも、早期発見し、失明に至らなかつた症例が多々あります。

本来であれば、真っ直ぐあるべき物（例えば身近なものですと道路の白線など）が、波打っていたり、歪んでいたりと、見えない所やかすんでいるなど、いつもと違った見え方があれば当院へご相談ください。